（個人番号通知書・個人番号カード関連事務に係る通知）

第三十六条　委任市町村長は、次に掲げる事項について、機構に通知するものとする。

一　個人番号通知書、交付申請書の用紙、個人番号カード及び個人番号カード交付通知書に記載すべき事項

二　個人番号通知書等の発送先の住所等

三　前条第一項第二号に掲げる事務に係る事項として、個人番号通知書の返送を受けた場合には、その旨

［四・五　略］

六　前各号に掲げる事項のほか、個人番号通知書・個人番号カード関連事務を実施するために必要な事項

［２～４　略］

（交付金）

第三十七条　委任市町村長の統括する市町村は、機構に対して、当該委任市町村長が行わせることとした個人番号通知書・個人番号カード関連事務に要する費用に相当する金額を交付金として交付するものとする。

［２　略］

（個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任の解除）

第三十八条　委任市町村長は、機構に個人番号通知書・個人番号カード関連事務を行わせないこととするときは、その三月前までに、その旨を機構に通知しなければならない。

２　委任市町村長は、機構に個人番号通知書・個人番号カード関連事務を行わせないこととしたときは、その日を公示しなければならない。

（委任市町村長による個人番号通知書・個人番号カード関連事務の実施等）

第三十九条　委任市町村長は、機構が天災その他の事由により個人番号通知書・個人番号カード関連事務の全部又は一部を実施することが困難となった場合には、第三十五条第二項の規定にかかわらず、当該個人番号通知書・個人番号カード関連事務の全部又は一部を行うものとする。

２　委任市町村長は、前項の規定により個人番号通知書・個人番号カード関連事務の全部又は一部を行うときは、その旨を公示しなければならない。

３　第一項の規定により委任市町村長が個人番号通知書・個人番号カード関連事務を行うこととなった場合には、機構は、次に掲げる事務を行わなければならない。

一　引き継ぐべき個人番号通知書・個人番号カード関連事務を委任市町村長に引き継ぐこと。

二　引き継ぐべき個人番号通知書・個人番号カード関連事務に関する帳簿、書類、資材及び磁気ディスクを委任市町村長に引き渡すこと。

［三　略］

（機構処理事務管理規程の記載事項）

第五十三条　法第三十八条の二第一項の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

［一～十　略］

２　機構は、法第三十八条の二第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に機構処理事務管理規程を添えて総務大臣に提出しなければならない。

（通知カード・個人番号カード関連事務に係る通知）

第三十六条　［同上］

一　通知カード、交付申請書の用紙、個人番号カード及び個人番号カード交付通知書に記載すべき事項

二　通知カード等の発送先の住所等

三　前条第一項第二号に掲げる事務に係る事項として、通知カードの返送を受けた場合には、その旨

［四・五　同上］

六　前各号に掲げる事項のほか、通知カード・個人番号カード関連事務を実施するために必要な事項

［２～４　同上］

（交付金）

第三十七条　委任市町村長の統括する市町村は、機構に対して、当該委任市町村長が行わせることとした通知カード・個人番号カード関連事務に要する費用に相当する金額を交付金として交付するものとする。

［２　同上］

（通知カード・個人番号カード関連事務の委任の解除）

第三十八条　委任市町村長は、機構に通知カード・個人番号カード関連事務を行わせないこととするときは、その三月前までに、その旨を機構に通知しなければならない。

２　委任市町村長は、機構に通知カード・個人番号カード関連事務を行わせないこととしたときは、その日を公示しなければならない。

（委任市町村長による通知カード・個人番号カード関連事務の実施等）

第三十九条　委任市町村長は、機構が天災その他の事由により通知カード・個人番号カード関連事務の全部又は一部を実施することが困難となった場合には、第三十五条第二項の規定にかかわらず、当該通知カード・個人番号カード関連事務の全部又は一部を行うものとする。

２　委任市町村長は、前項の規定により通知カード・個人番号カード関連事務の全部又は一部を行うときは、その旨を公示しなければならない。

３　第一項の規定により委任市町村長が通知カード・個人番号カード関連事務を行うこととなった場合には、機構は、次に掲げる事務を行わなければならない。

一　引き継ぐべき通知カード・個人番号カード関連事務を委任市町村長に引き継ぐこと。

二　引き継ぐべき通知カード・個人番号カード関連事務に関する帳簿、書類、資材及び磁気ディスクを委任市町村長に引き渡すこと。

［三　同上］

（機構処理事務管理規程の記載事項）

第五十三条　法第四十一条の二第一項の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

［一～十　同上］

２　機構は、法第四十一条の二第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に機構処理事務管理規程を添えて総務大臣に提出しなければならない。